

社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会 小児慢性特定疾病対策委員会の設置について

1 設置の趣旨

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るために必要な議論を行うため、社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会に「小児慢性特定疾病対策委員会」を設置する。

2 小児慢性特定疾病対策委員会の審議事項

小児慢性特定疾病児童等への各種支援の在り方等について

3 委員会の構成

委員会の委員は

- ・ 小児慢性特定疾病対策についての見識を有する者
- ・ 医療、福祉、教育、就労等の現場の実情に精通した者
- ・ 患者の家族等の当事者

等から構成する。